

介護保険制度に基づく（介護予防）訪問看護費用

【平成 27 年 4 月 1 日改定】 1 単位＝10 円

サービス内容	算定基準	単位数	算定回	該当
（介護予防）訪問看護Ⅰ1	20分未満	310単位	1回毎	
（介護予防）訪問看護Ⅰ2	30分未満	463単位	1回毎	
（介護予防）訪問看護Ⅰ3	30分以上1時間未満	814単位	1回毎	
（介護予防）訪問看護Ⅰ4	1時間以上1時間30分未満	1,117単位	1回毎	
（介護予防）訪問看護Ⅰ5 * 理学療法士等による訪問看護	1回20分 (1週間に6回まで)	302単位	1回毎	
夜間加算	17:30～22:00	所定単位の25%	1回毎	
早朝加算	6:00～8:30	所定単位の25%	1回毎	
深夜加算	22:00～6:00	所定単位の50%	1回毎	
特別管理加算（注1）	（Ⅰ）	500単位	1月毎	
	（Ⅱ）	250単位		
緊急時看護加算（注2）		540単位	1月毎	
長時間訪問看護加算（注3）	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	300単位	1回毎	
退院時共同加算（注4）		600単位	該当月	
初回加算（注5）		300単位	該当月	
複数名訪問加算（注6）	30分未満 30分以上	254単位	1回毎	
ターミナルケア加算（注7）		2,000単位	死亡月	

※1 割若しくは利用者割の負担額、ただし限度額を超えた場合は全額（10割負担）

注1.特別管理加算（区分支給限度基準額の算定対象外となります。）

特別な管理を要する利用者（別に校正労働大臣が定める状態にあるもの＝下記①～⑦。訪問看護指示書に記載）に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。

* 特別管理加算（Ⅰ）

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態。
- ② 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。
- ③ 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。

* 特別管理加算（Ⅱ）

- ④ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養療法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。
- ⑤ 人工肛門又は、人工膀胱を設置している状態。
- ⑥ 真皮を越える褥瘡の状態。
- ⑦ 点滴注射を、週3回以上行う必要があると認められる状態。

注2.緊急時訪問看護加算（区分支給限度基準額の算定対象外となります。）

利用者又は家族等から電話等により、看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制ある事業所が、利用者の同意を得て、①利用者・家族等に対して24時間連絡体制にあり、さらに②計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合に、その月の第1回目の訪問看護を行った日に加算されます。

注3.長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が1時間30分以上となる場合加算されます。

注4.退院時共同加算

保険医療機関又は介護老人保健施設に入院中又は入所中で、訪問看護を利用する利用者に対し、退院又は退所に当たって、主治医等と訪問看護ステーションの看護師が共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合加算されます。

注4.初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。

注6.複数名訪問加算

同時に複数の看護師等により、訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合。

注7.ターミナルケア加算 ※ 介護予防は該当しません。

都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上（死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合は1日以上）ターミナルケアを行った場合加算されます。

（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）